

「チューリップテレビ 放送番組基準」の変更に関する資料

1. 諮問に至る経緯

- ・ 当社では、放送法第5条に基づき、“放送番組の編集の基準”として「チューリップテレビ 放送番組基準」を定め、同基準に従って、番組の放送を行っている。
- ・ 「チューリップテレビ 放送番組基準」の構成は、冒頭で放送を通じて地域社会に貢献していくことを会社全体の姿勢として掲げ、当社の番組編集に際しての基本的な考え方を述べたうえで、「個々の番組の企画、制作、実施にあたっては、日本民間放送連盟放送基準を遵守することを基本方針とする。」と定めている。
- ・ 2023年5月24日の民放連理事会で「民放連 放送基準」が改正され、1条文が新設された。2024年4月1日に施行されることになり、当社では、改正された同基準を自社の番組基準として引き続き準用したいと考え、放送法第6条第3項に基づき、「チューリップテレビ 放送番組基準」の一部変更を、番組審議会に諮問することとした。

【参考】放送法第5条第1項、放送法第6条第3項
(番組基準)

第5条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

(放送番組審議機関)

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

2. 「民放連 放送基準」の概要

- ・ 民放連は全国の民放ラジオ・テレビ社を会員とする事業者団体である。
- ・ 「民放連 放送基準」は、1951(昭和26)年10月に制定され、その後、社会状況の変化に対応して数次にわたる改正を重ねてきた。
- ・ “視聴者（聴取者）の利益を第一に”との理念のもと、放送事業者が社会の一員として、番組・CMが一定のレベルを確保するために守るべき事項を規定しており、現行の基準は前文と、第1章～18章までの計150条文で構成されている。
- ・ 多くの民放連会員社が、「民放連 放送基準」を自社の番組基準に採り入れている。

3. 「民放連 放送基準」2024年改正の経緯

- ・ 2021年3月に公表されたBPO（※）放送人権委員会決定「リアリティ番組出演者遺族からの申立て」（見解）では、「放送界全体が本件及び本決定から教訓を汲み取り、（女性出演者）に起こったような悲劇が二度と起こらないよう、自主的な取り組みを進めるよう期待する」との指摘が盛り込まれた。
- ・ 民放連はこれを契機として、「番組出演者の保護」に関する放送局の自主的な取り組みを検討し、「民放連 放送基準」に、SNS等における出演者への誹謗中傷に関する1条文を新設することとした。
- ・ 民放連は、各社での手続きに要する期間や、社内周知期間などを考慮し、施行日を「2024年4月1日」としている。

※ BPO（放送倫理・番組向上機構）

放送への苦情や放送倫理の問題に対応する第三者機関。主に、視聴者・聴取者などから問題があると指摘された番組・放送を検証して、放送界全体、あるいは特定の局に意見や見解を伝え、一般にも公表し、放送界の自律と放送の質の向上を促す。

4. 準用する「民放連 放送基準」2024年改正の内容

- ・ 「チューリップテレビ 放送番組基準」で準用を予定している「民放連 放送基準」2024年の改正条文は次のとおり。

現行基準	新基準
第8章 表現上の配慮 ＜新設＞	第8章 表現上の配慮 <u>(56) 放送内容によっては、SNS等において出演者に対する想定外の誹謗中傷等を誘引することがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する。</u> ※第57条以下、条文番号が1つずつ繰り下がる。

以 上